

今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場の開催について

1. 趣旨

今後の教職員定数の在り方や小学校の35人学級を計画的に進める上での課題等について検討を行うため、文部科学省、総務省及び地方公共団体による今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）を開催する。

2. 構成

協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

平 井 伸 治	全国知事会会長（鳥取県知事）
吉 田 信 解	全国市長会社会文教委員会委員長（本庄市長）
佐々木 哲 男	全国町村会行政委員会委員（東成瀬村長）
田 畑 裕 明	総務副大臣
前 田 一 浩	総務省自治財政局長
池 田 佳 隆	文部科学副大臣
鰐 淵 洋 子	文部科学大臣政務官
下 間 康 行	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
藤 原 章 夫	文部科学省総合教育政策局長
伯 井 美 徳	文部科学省初等中等教育局長

3. その他

- （1）協議の場の下に実務ワーキンググループを開催する。
- （2）全国知事会、全国市長会及び全国町村会の事務局は、オブザーバーとして協議の場及び実務ワーキンググループに参加することができる。
- （3）庶務は、文部科学省初等中等教育局財務課において処理する。
- （4）前各項に定めるもののほか、協議の場の運営に関する事項その他必要な事項は、協議の場で決定する。

今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場運営要領

今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 協議の場は、原則として非公開とする。
2. 協議の場の配布資料は、原則として、公表する。
3. 協議の場終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。協議の場における意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
4. 協議の場の議事録を公表する。ただし、公表により、特定の者に不利益を与えるおそれがある場合においては、協議の場の決定を経て、配布資料及び議事録の全部または一部を公表しないものとすることができるものとする。
5. この運営要領に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で決定する。